② 本方式の実施方式としては、

イ 単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。ロにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

ロ 包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

③ 受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

④ その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

⑰ 工事の実施形態　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取組において、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を導入することによりＩＣＴの全面的活用を推進し、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とする工事である。詳細については追加特記仕様書によるものとする。本工事は、契約後、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に、受注者希望型としてＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事とすることができる。

⑱ 本工事は、見積参考資料の一部として「施工条件明示チェックリスト」「概略工事工程表」を開示する試行工事である。

2　競争参加資格

⑴ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵ 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事の令和３・４年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和３・４年度一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷ 平成18年度以降に、元請けとして、下記に示す同種工事の引渡しを完了した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が、平成18年度以降に元請けとして以下に示す同種の工事の引渡しを完了した実績を有すること。

【企業】

同種工事：下記の㋐から㋒の要件をすべて満たす鋼橋の製作及び架設をした施工実績を有すること。ただし、㋐から㋒の工事は同一橋梁であること。

㋐ 道路橋（Ｂ活荷重以上またはＴＬ－25以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通システムは除く）であること。

㋑ 橋梁形式が下記の１）から３）の形式を満足する鋼橋、または鋼アーチ系橋・鋼トラス橋であること。

	適否		適否
単純桁	△	連続桁	○

１）桁形式

注）△：単純箱桁橋は認めない

	適否		適否
鈑桁	×	箱桁	○
鈑桁（鋼床版）	×	箱桁（鋼床版）	○

２）断面形式

	適否		適否
桁橋	○	ラーメン橋	○

３）構造形式

㋒ 最大支間長が95m以上であること。

【技術者】

同種工事：下記の㋓から㋔の要件をすべて満たす鋼橋の架設をした施工実績を有すること。ただし、㋓から㋔の工事は同一橋梁であること。

㋓ 道路橋（Ｂ活荷重以上またはＴＬ－25以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通システムは除く）であること。

㋔ 橋梁形式が下記の１）から３）の形式を満足する鋼橋、または鋼アーチ系橋・鋼トラス橋であること。

	適否		適否
単純桁	△	連続桁	○

１）桁形式

注）△：単純箱桁橋は認めない

	適否		適否
鈑桁	×	箱桁	○
鈑桁（鋼床版）	×	箱桁（鋼床版）	○

２）断面形式

	適否		適否
桁橋	○	ラーメン橋	○

３）構造形式

⑸ 提出された技術提案の提案内容が発注者の設定している標準案と同等以上であること。

⑹ 次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 監理技術者又は主任技術者を配置する場合は、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

② 上記⑷に掲げる工事の鋼橋を架設した経験を有する者であること（ただし、配置する技術者が平成18年度以降に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する日数を実績評価期間以前に加えることができる。）（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合に限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

③ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺ 競争参加資格確認申請書及び技術資料（競争参加資格確認資料）（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻ 上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連ある建設業者でないこと。

⑼ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑽ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。